

令和3年2月16日

那覇ふ頭三重城小船溜り物揚場使用者募集

および抽選会開催について

ナハ・シー・パラダイス共同企業体
波の上みそら公園管理事務所

みだしの件について、三重城小船溜り場の物揚場使用者（1隻分）を募集します。
係留を希望される方は、下記の内容を確認の上、期間内に抽選会の申し込みを行って下さい。

1 募集内容

(1) 係留場所及び寸法

3号物揚場 28ビット

トン数 10 t 未満 船幅 3m以下 船長 11m以下

(2) 使用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※今回当選された方は令和3年4月分より使用料を徴収致します。

(3) 係留料金

総トン数	使用料（月額税抜き）
5トン未満	5,000円
5トン以上10トン未満	6,500円

※ 使用料については、別途消費税が加算されます。

2 抽選会参加資格

- (1) 申込者（物揚場使用者）は、県内に住所を有する個人又は県内に事務所を有する法人であること。
- (2) 那覇市又は浦添市に船籍のある船の所有者であること。（共有名義でも可）
※船舶購入予定者は令和3年4月末迄に船を購入し、事業を行うこと
※上記期限内に必要な書類の提出が無い場合は次点の方へ権利が移ります。

- (3) 申込船舶は、推進機関を有し日本小型船舶検査機構の検査を受け、有効期限が切れていないこと。
- (4) 申込み船舶は、遊漁、遊覧、漁業（漁業協同組合に所属していない者に限る）ダイビング等の業務に使用されるもの。
（漁船及びスポーツ、レクレーションの為の船舶（プレジャーボート）は除く）
- (5) 同一船舶で共有者がそれぞれに抽選を申し込むことはできない。
- (6) 既に那覇ふ頭三重城小船溜り、新港ふ頭小船溜り、安謝小船溜りにおいて、専用で船舶の港湾施設使用許可を得ている場合は申込できない。
（上記三ヶ所の小船溜りでは、個人の場合1隻、法人は2隻まで使用可能。すでに1隻許可を受けている法人は今回の抽選会は参加申し込み1隻分となります。）
- (7) 「那覇港管理組合港湾施設管理条例」及び「小船溜り場（物揚場）管理要綱」の使用条件に該当すること。
※小船溜り場及び管理者が管理するその他の施設に船舶等を不法係留若しくは放置し、撤去の勧告を受けた者、又は偽りその他の不正行為により過料を科された者並びに無断で権利譲渡し、許可船舶の名義を変更した者は今回の抽選に参加出来ません。

3 募集受付

- (1) 受付期間 令和3年2月16日（火）から令和3年3月5日（金）
8：30 から 17：30 まで（郵送可：期限内必着）
- (2) 提出方法 新型コロナウイルス感染予防の観点よりできるだけ郵送にてご提出いただけますようご協力をお願いいたします。
※FAXは不可とします。
※不備の確認及び内容の審査等は募集締め切り後に行います。
※不備がないようにご提出お願いいたします。
- (3) 提出先 〒900-0037 那覇市辻3丁目3番1号
波の上みそら公園管理事務所
TEL：098-863-7300 FAX：098-863-7301
受付時間 8:30～17:30 担当：真境名

(4) 提出書類

提出書類一覧	
<input type="checkbox"/> 提出書類チェック表 ※チェック表に各自で✓を記入のうえ、提出書類の一番上に添付してください。	
<input type="checkbox"/> 申込者確認書類 (個人：住民票抄本 原本 / 法人：法人登録簿謄本 原本)	抽選会参加資格(1)の確認の為
<input type="checkbox"/> 船舶検査証書(写し)	抽選会参加資格(2)(3)(4)の確認の為
<input type="checkbox"/> 船舶検査手帳(写し) ※購入予定者は購入予定船舶のサイズ(トン数、船幅及び船の長さ)が確認可能な船舶仕様書等	船舶寸法の確認の為
<input type="checkbox"/> 船舶の用途に応じた事業の許可証 もしくは、登録等の事項確認ができる書類(写し) (遊漁船登録通知書、海域レジャー事業届出書等)	抽選会参加資格(4)の確認の為
<input type="checkbox"/> 小型船舶登録原簿の一部事項証明書(写し) (日本小型船舶検査機構発行のもので、船舶の所有者及び共有者の住所・取分が確認できるもの)	抽選会参加資格(2)の確認の為
<input type="checkbox"/> 船舶の写真(正面・横) ※船舶全体が写っており船名及び登録番号が確認できること	抽選会参加資格(3)の確認の為
<input type="checkbox"/> 抽選会参加申込書	

※その他、必要に応じて追加書類を提出して頂く場合があります
 ※不備の確認及び内容の審査等は募集締め切り後に行います。
 ※不備がないようにご提出お願いいたします。

(5) お問い合わせ

本件に関する問い合わせは、別紙の「質問票」に記入の上、
 令和3年2月26日(金)までに郵送(期限内必着)又はFAXしてください。
 なお、期間を超えたお問い合わせに関しましては回答できませんので、ご理解ご協力をお願いいたします。回答はHPにて公開いたします。

(6) 抽選会参加可否通知について

募集締め切り後、抽選会参加資格を審査し、参加の可否を
 令和3年3月11日(木)付けにて郵送いたします。
 また、提出書類は原則返却いたしません。

4 抽選会

- (1) 日 時 令和3年3月18日(木) 受付開始 10:00
抽選会開始 10:30 時間厳守
※新型コロナウイルス感染拡大の状況により抽選会の開催日を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

- (2) 抽選場所 波の上うみそら公園管理事務所 学習室

- (3) 持参するもの
- ①参加資格通知書(原本) ※事前に当事務所より郵送します。
 - ②身分証明書(公的機関発行)
 - ③船舶検査証書(原本)
 - ④船舶検査手帳(原本)
 - ⑤委任状(抽選者が代理人の場合)
- ※①～④は当選後、先にご提出頂いた書類の写しと照合いたします。

- (4) 抽選会参加者

- ① 抽選参加者は申込者本人とする。

ただし、申込者がやむを得ず抽選会当日に参加出来ない場合、委任状をもって代理人の参加を可能とする。その場合、抽選会当日の受付開始時刻までに管理事務所へ連絡する事。

※同一代理人が複数の申込者の代理として抽選参加することは出来ません。

また、委任状なしに代理人が抽選に参加することは出来ません。

- ② 法人にて抽選会参加する場合は、**会社代表者を参加者**とする。会社代表者が抽選会に参加できない場合は、代理人にて参加となり、委任状が必要となります。

- (5) 抽選方法

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により抽選方法を変更する場合があります。

あらかじめご了承ください。

- ① 受付時、くじ引き順番を決めるくじを参加者が引き、その番号を受付名簿に記入する。(くじは抽選が終わるまで参加者が所持すること)
- ② 受付時に引いた順に抽選用くじを1枚引く。
- ③ 参加者全員が終了した時点で、抽選漏れがないか、くじが残っていないかを確認。
- ④ 全員一齐に開封し、順位を決定する。

- ⑤ 上位1名を当選者とし、抽選に漏れた者は補欠名簿に記名する。
上位当選者が契約辞退及び契約に至らなかった場合補欠名簿の上位の方からご連絡致します。但し有効期限は抽選日より1年とします。

5 抽選会参加の注意事項

- ① 抽選会開始時刻に間に合わない場合は、抽選に参加することはできない。
- ② 抽選会開始時刻までに持参書類が確認できなかった場合は抽選会に参加することはできない。
- ③ 原則として、許可権利の譲渡は認められない。当選後の所有者変更や募集条件を超えた船舶入替については許可を取り消すことがある。
- ④ その他、不正があれば当選は無効とする。

6 当選者について

- ① 当選者は、抽選後1週間以内に、印鑑登録された印を捺印した「港湾施設使用許可申請書等」「許可条件（誓約）」及び「印鑑登録証（法人印鑑登録証）」を提出して下さい。
期限内に提出がない場合は当選を取り消し、次点の方を当選者として繰り上げます。
- ② 当選者が購入予定者の場合、前項①資料及び指定管理者が定める期限内に購入予定船舶の検査を終えた「船舶検査証書(写し)」、「船舶検査手帳(写し)」及び「船舶の用途に応じた事業の許可書 もしくは、登録等の事項が確認できる書類(遊漁船登録通知書、海域レジャー事業届出書等)の写し」を提出し、かつ購入予定船舶を三重城小船溜りへ入港して下さい。
期限内に提出しかつ入港していなかった場合は当選を取り消し、次点の方を当選者として繰り上げます。

7 施設使用上の注意事項

- ① 使用目的以外の用途に使用、転貸及び権利の譲渡は禁止する。なお、船舶の入れ替えをする場合は、管理者(指定管理者)の許可を受けなければならない。
- ② 港湾の開発又は管理運営上に支障が生じたとき、又は那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則に違反して使用した場合は、許可を取り消す。

- ③ 施設使用の必要が無くなった場合は、使用者の負担において速やかに現状を回復して、管理者(指定管理者)の検査を受け、返還しなければならない。
- ④ 前各項による損失および当施設での船舶の滅失又は損傷、盗難等については、管理者(指定管理者)は一切補償しない。
- ⑤ 使用者は、使用場所を善良な管理に基づき、使用しなければならない。もし、第三者に損害を与え、また第三者と紛争が生じたときは、使用者の責任において、その損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。
- ⑥ 使用申請に不正があったとき、又は公益上その他管理者(指定管理者)が必要と認めたときは、いつでも当施設の使用を停止、又は使用を取り消し、その使用を制限、若しくはその使用場所を変更することがある。
- ⑦ 使用料は、毎月別に発する請求書により、指定する期日までに、指定金融機関に振込をしなければならない。又は、口座引落により納付する。但し、振込や引落が難しい場合は、直接、指定管理者に納入する。なお、納入しないときは、この許可を取り消す。
- ⑧ 使用の許可を受けた者は、許可事項の変更、住所の変更及び使用施設の返還等が生じた場合は、直ちに、その旨を届けて管理者(指定管理者)の承認を受ける事。